

<<<<<<<調査会ニュース>>>>>>>>(2003.2.2)

報道関係各位 記者会見のお知らせ

以下の通り記者会見を行います。ご協力をよろしくお願い申し上げます。

1、日時 2月10日(月)

2、場所 UIゼンセン会館

千代田区九段南 4-8-16 電話 03-3288-3549

(JR・営団地下鉄有楽町線・南北線・都営地下鉄新宿線市谷駅下車)

JR市ヶ谷駅から靖国通りを九段下方向に向かい右側三菱銀行の角を右に入る

3、内容 1：30～2：00 救う会・家族会記者会見

本日から9日まで訪米する救う会島田洋一幹事(福井県立大助教授)と  
福井義高幹事(青山学院大助教授)の訪米報告。

2：00～3：00 調査会記者会見

特定失踪者第2次リストの発表

救う会・家族会記者会見については救う会全国協議会(03-3946-5780)にお問い合わせ下さい。

リスト発表は概ね1月10日と同様に行いますが、写真の撮影などについて、現在警視庁記者クラブ幹事社と調整中です。追って御連絡します。





かである。

指摘するまでもなく、失踪者を抱えたご家族の苦しみは想像を絶するものがある。仮に北朝鮮による拉致ではなくても、何らかの事件に巻き込まれた可能性もある。政府としてそれらを放置したままにしておくことは許されざるものである。

北朝鮮による拉致は、個人の人権を蹂躪する許し難い犯罪であり、また国家主権の侵害でもある。そして、この北朝鮮による拉致問題の解決は、東アジアにおけるわが国の平和と安全を確保していく上で、最大の課題の一つとなっている。私たちはこの問題の全面的な解決が無い限り、わが国の自由と民主主義、そして平和と安全は確保し得ないと考える。よって、私たちは、国民の絶大な支持と期待をもとに、政府当局との密接な連携と協力関係を図りながら、北朝鮮による拉致問題の全容を解明とその解決を図らなくてはならないと考えるものである。したがって、ここに政府関係機関の一層の奮起を求めるとともに、私たちの調査活動への協力を要請するものである。

#### 要請事項

1. 政府関係当局において、本調査会がリストアップした事案について速やかに再調査をされたい。
2. 再調査の結果を速やかに本調査会に報告されたい。尚、その際には捜査上の秘密について、本調査会は最大限の配慮を行なうものである。
3. 再調査の結果を、可能な限り国民に公開されたい。
4. 本調査会が行なう調査活動について関係当局において、できる限りの協力をされたい。
5. 政府関係当局による再調査の結果、「拉致」との確証が得られた場合、速やかに「認定」と公開、ならびに日朝交渉の俎上に上らせること。
6. 特定失踪者問題の全容解明に向けて、政府関係当局が密接なる連携を図りつつ、民間団体との協力のもとで調査が進められるような新たな調査機関の設立を早急に進めること。
7. 朝鮮半島の有事が想定される今日、在外邦人の救出、あるいはいわゆる「北朝鮮日本人妻あるいは夫」そして「脱北者」などへの人道的配慮と支援措置を、速やかに検討すること。

以上

尚、本要請に対して、速やかに関係当局において調整された上、2月中を目途に本調査会宛に回答を願います。その結果を記者会見にて発表する予定です。

<<<<<<<調査会ニュース>>>>>>>(2003.2.14)

Bさん(「調査会ニュース」配信当時は実名)国内での健在を確認

第二次発表 44名の内すでにAさんの健在が確認されましたが、本日兵庫県のBさんについて、国内での健在が確認されました。これはご本人からご家族に連絡があったもので、すでに直接ご家族が面会し確認しています。関係各位のご協力に心より御礼申し上げます。

第一次の方も含め、国内におられる方の情報をご存知の方はぜひご連絡願います。たとえ会うことができない事情があったとしても、元気であることが分かればご家族の精神的負担は大幅に減らすことができます。

それにしても、この調子で全員が国内で健在で、ご家族のもとに戻ってくればと思うのですが……。



<<<<<<<<調査会ニュース>>>>>>>>(2003.2.28)

要請書に政府が回答

本日 1 時半、調査会荒木代表・真鍋専務理事・増元理事が内閣府支援室を訪れ、去る 2 月 12 日に行った要請での要請状への回答を受け取りました。その内容は以下の通りです。政府側からは小熊支援室長をはじめ警察庁、公安調査庁、海上保安庁、外務省、公安調査庁、法務省から関係課長ないしその代理が参加して対応しました。

これについて同日 3 時から記者会見を行いました。調査会としての見解は概ね次の通りです。

- ( 1 ) 関係官庁が協議して回答をまとめてくれたことについては率直に評価する。関係各位のご努力に感謝したい。
- ( 2 ) しかし、今回あらためて確認したのだが、現在日本には拉致された人を見つけ出すのに責任を追う国家機関、救出するのに席にを追う国家機関はない。これが最大の問題である。

新たな機関の設置を提起したのは「はじめに機関ありき」ではなく、あくまで救出するという最終目的のためにどうするかということです。ともかく「救出する」態勢を早急に作ってもらうよう要望します。

---

#### 特定失踪者問題調査会からの要請事項について

平成 15 年 2 月 28 日  
内閣官房  
警察庁  
公安調査庁  
海上保安庁  
外務省

再調査の実施、調査会への協力、再調査結果の国民への公開について  
(要請事項 1 , 2 , 3 , 4 )

この度、特定失踪者問題調査会より提供を受けた「特定失踪者リスト」については、引き続き事案の全容解明への努力を重ねていく上での重要な参考資料として受けとめていきます。

現在、警察においては、本リストの中の行方不明者について、調査を行っているところです。同時に、警察では、全国における家出人捜索願の受理件数が年間 10 万人前後で推移する中、「北朝鮮に拉致されたのではないか」などとして届け出や相談のある行方不明事案について、すでに、調査会から情報の提供を受けた 210 件を大きく上回る件数を受理しています。こうした事案についても、その中に北朝鮮による拉致の可能性を排除できな

い事案があると見て、現在、警視庁から各都道府県警察に指示し、ご家族その他の関係者からの事情聴取、付近の聞き込み等の裏付け捜査、国内外の関係各機関との情報交換など、鋭意関連情報の収集に努めているところです。

また、海上保安庁においては、調査会からの要請を受け、昨年10月に管区海上保安部に設置した「拉致容疑事案調査室」において、関係情報の収集等所要の調査を鋭意進めています。

さらに公安調査庁においても、全国の公安調査局、事務所における調査活動を通じて、関係者からの情報入手などの積極的に取り組んでいるところです。

なお、調査会より提供を受けた特定失踪者の一部の事案については、警察に対して、行方不明者としての届け出がなされていないことが判明しています。行方不明者としての届け出がなされれば、全国の都道府県警察における警察活動を通じて、その所在に関する情報を収集することが可能となるため、現在、ご家族等に警察への届け出を働き掛けています。

また、調査会による失踪者リストの公表以降、リスト中の行方不明者の所在が判明するケースが見受けられるところですが、今後、同種事案が明らかになった場合は、警察をはじめとする関係省庁に対する情報提供をお願いします。

他方、調査会に対する、警察、海上保安庁などにおける捜査や調査に関しての情報提供については、行方不明者本人やご家族のほか、事情聴取にご協力いただいた方々も含めた関係者のプライバシー保護の観点や、捜査や調査上の秘密の保持の観点から、慎重に検討すべきものと考えています。行方不明者のご家族に対しては、その立場や心情に配慮しつつ、捜査の進捗状況など捜査に関する情報についても、支障がない限り提供していくべきものと考えているところであり、こうした形での情報提供は今後も引き続き行ってまいります。

#### 拉致の認定と公開、日朝交渉の俎上に上らせることについて（要請事項5）

政府関係機関による再調査・捜査の結果、北朝鮮当局による拉致行為があったことを確認するに足る情報が整理された場合には、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」に基づき、内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議の上、拉致被害者に該当すると判断される者について速やかに認定を行うとともに、日朝交渉に取り上げていく考えです。

なお、認定結果の公表については、拉致被害者本人やご家族等関係者のプライバシーに配慮する必要がありますが、ご家族の了解が得られる場合には、被害者の氏名の公開を検討してまいります。

#### 政府関係機関の連携、新たな調査機関の設立について（要請事項6）

北朝鮮による日本人拉致容疑事案の全容解明に向けての捜査や調査を進めていく上で、国内の関係機関との連携は、事案の性質上、必要不可欠と考えており、こうした観点から、これまでも関係省庁間で密接な情報交換を行ってきたところです。

具体例を示すと、

- ・警察庁と海上保安庁は、国の機関の間で、不審船情報、海上遭難事案、沿岸での行方不明事案などに関する情報交換を行っていることに加え、都道府県警察と核管区海上保安本部等においても、必要に応じて情報交換を行っている。
- ・警察庁と外務省は、10件15名の拉致容疑事案の捜査に関する緊密な連携に加え、警察が拉致の可能性を排除できないとみている事案に関しても、警察より所要の情報提供を行ってきている。
- ・警察庁と公安調査庁は、双方が収集・分析した日本人拉致容疑事案に関する種々の具体的な情報につき、その交換、共有を行っている。
- ・内閣官房と関係省庁は、内閣官房に直接連絡、提供のあった行方不明者の方々の情報を逐一関係省庁に提供するとともに、本事案の円滑な調査、捜査に資するため、必要に応じて内閣官房拉致被害者・家族支援室が中心となって会議を開催する等の連絡・調整を行っている。

今回の要請を踏まえ、こうした関係機関の連携については、引き続きその強化を図ってまいります。

他方、新たな調査機関の設置の是非については、失踪者の調査・捜索は一義的にはそのための組織・人員・ノウハウを有する捜査・調査機関が密接な連携の下に行うことが最も適切であると考えます。今後とも警察庁、海上保安庁を始めとする捜査・調査関係機関が緊密な連携を図りつつ、全力を挙げて調査・捜査を行うとともに、北朝鮮側から事実関係の解明を含め前向きな対応を引き出していく所存です。

なお、政府としては、「日朝国交正常化交渉に関する関係閣僚会議」の下に拉致問題に関する専門幹事会を置き、内閣官房お呼び関係省庁間の緊密な連携を図りつつ、拉致問題の解決に全力をあげているところですが、今後とも必要な施策の調整については、専門幹事会の場を活用し遺漏なきを期してまいります。

在外邦人の救出、「北朝鮮日本人妻あるいは夫」、「脱北者」などへの人道的配慮と支援措置について（要請事項7）

海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関することは、日本政府の責務であり、緊急事態発生時の邦人退避を含む邦人保護措置についても、日本政府として従来より検討してきているところです。また、いわゆる脱北者であるか否かに関わらず、日本国籍を有する者が我が国在外公館に庇護を求めてきた場合には、当該者を然るべく保護し、その安全を図ることは、政府として当然の責務です。

ご指摘の脱北者への対応に関する問題、とりわけ日本国籍を有する者やいわゆる元在日朝鮮人への支援の在り方については、国内に種々の議論があることは承知していますが、これらの問題については、関係者の安全、人道上の配慮等種々の観点を総合的に勘案しながら、真剣に検討を重ねて行く考えです。

以上

---

安明進氏、加藤久美子さんを目撃したと証言

元亡命工作員の安明進氏は2月10日の第2次発表で出た加藤久美子さん（昭和45年北

九州市で失踪)を見たと言証言しました。

10日の時点で日本のマスコミからの情報を受け安氏は見たと言っていました。調査会から別の写真2枚を送ってコメントを求めたところ、「確信を強くした」との回答を寄せました。これについてはさらに情報を整理した上、あらためてご連絡します。